

議案第 95 号

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 3 項」を「第 19 条第 6 項」に、「及び第 2 項の」を「から第 3 項まで及び第 5 項の」に改める。

第 22 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第 23 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 23 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同

条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２３条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

- (1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２３条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の条例で定める時間）

第２３条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２３条の５ 育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたこと

により同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第24条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第25条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第25条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業（同条第1項に規定する部分休業をいう。）を請求する場合における改正後の条例第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

参考資料

制 定 要 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、1年につき定める時間を超えない範囲内で取得できることとされた部分休業に関し、当該時間その他必要な事項を定めること等のため、この条例を制定するものである。